

一般貨物自動車運送事業者等
安全管理規程

中部貨物有限会社 北栄営業所

安全管理規程

平成29年 6月19日制定

第1章 総 則

第1条 (目 的)

この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法及び貨物自動車運送事業法に基づき、運送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって運送の安全性の向上を図ることを目的とする。

第2条 (適用範囲)

本規程は、北栄営業所の貨物自動車運送事業に係る業務活動に適用する。ただし、北栄営業所における輸送の安全の確保についての運用は、運行管理規程、整備管理規程その他関係規程と相まって行うものとする。また、関係法令を遵守する。

第2章 事業の運営方針等

第3条 (基本方針)

社長は、輸送の安全の確保が事業運営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2. 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善 (Plan Do Check Act) を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全従業員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表する。

第4条（重点施策）

前条の輸送の安全に関する方針に基づき、次に掲げる事項を実施する。

- （1）輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守すること。
- （2）輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- （3）輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じること。
- （4）輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、北栄営業所内において必要な情報を伝達、共有すること。
- （5）輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

第5条（目標）

第3条に掲げる方針に基づき、目標を策定する。

第6条（計画）

前条に掲げる目標を達成し、輸送の安全に関する重点施策に応じて、輸送の安全を確保するために必要な計画を作成する。

第3章 事業の実施及びその管理体制

第7条（社長の責務）

社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

2. 社長は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
3. 社長は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
4. 社長は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。

第8条（組織）

輸送の安全の確保について、責任ある体制を構築し、企業統治を適確に行うため、別表の「安全管理組織図」に則り、次の者を選任し配置する。

- （1）安全統括管理者
- （2）運行管理者及び補助者（以下、「運行管理者等」という。）
- （3）整備管理者
- （4）安全指導員

第9条（安全統括管理者等の選任及び解任）

安全統括管理者は、執行役員の中から社長が任命する。

2. 運行管理者等及び整備管理者の選任及び業務は、運行管理規程及び整備管理規程に定める。

3. 安全統括管理者等が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。

- （1）国土交通大臣の解任命令が出されたとき
- （2）身体の故障その他のやむを得ない理由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
- （3）関係法令等の違反または輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者等がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき

第10条（安全統括管理者の責務）

安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- （1）全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること。
- （2）輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理体制を確立、維持すること。
- （3）輸送の安全に関する方針、重点施策、目標及び計画を誠実に実施すること。
- （4）輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、従業員に対し、周知を図ること。

- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的かつ必要に応じて内部監査を行い、社長に報告すること。
- (6) 社長に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等、必要な改善の措置を講じること。
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること。
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること。
- (9) 輸送の安全を確保するため、従業員に対して必要な教育または研修を行うこと。
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと。

第 11 条 (安全指導員)

北栄営業所における安全の推進を図るため、北栄営業所に安全指導員を 1 名以上配置する。

第 12 条 (安全指導員の任務)

安全指導員は、従業員への安全に関する情報伝達、安全の推進、車両の美化の推進を行う。

第 4 章 事業の実施及びその管理の方法

第 13 条 (重点施策の実施)

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

第 14 条 (情報の共有及び伝達)

社長と従業員及び運行管理者と運転者等との双方向の意志疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対応策を講じる。

第 15 条 (事故、災害等に関する報告連絡体制)

事故、災害等が発生した場合における運転者のとるべき措置及び報告連絡体制

- は、運行管理規程及び交通事故対応マニュアル等に定めるところによる。
2. 事故、災害等に関する情報が、安全統括管理者、社長または必要な関係者に速やかに伝達されるように努める。
 3. 安全統括管理者は、北栄営業所内において報告連絡体制の周知を図るとともに、報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
 4. 自動車事故報告規則（昭和 26 年 運輸省令 104 号）に定める事故、災害等が発生した場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告または届出を行う。

第 16 条（教育及び研修）

第 5 条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要な教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

第 17 条（内部監査）

安全統括管理者は、自らまたは安全統括管理者が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも年に 1 回以上、適切な時期を定めて内部監査を実施する。

また、重大な事故、災害等が発生した場合または同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に内部監査を実施する。

2. 安全統括管理者は、前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに社長に報告するとともに、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、必要に応じ、当面必要となる緊急の是正措置または予防措置を講じる。

第 18 条（業務の改善）

安全統括管理者から事故、災害等に関する報告または前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、改善のために必要な方策を検討し、是正措置または予防措置を講じる。

2. 悪質な法令違反等により重大な事故を起こした場合は、安全対策全般または

必要な事項において現在よりも更に高度な安全の確保のための措置を講じる。

第19条（情報公開）

輸送の安全に関する情報は、ホームページへの掲載等で外部に公表するものとする。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

第20条（記録の管理等）

輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、社長に報告した是正措置または予防措置等を記録し、これを3年間保存する。

付 則

本規程は、平成29年 6月19日から実施する。

安全管理組織図

